

参考資料

計量行政審議会答申（案）

（自動はかりに係る箇所の抜粋）

今後の計量行政の在り方
—次なる10年に向けて—
答申（案）

平成28年○月○日

計量行政審議会

目次

はじめに	1
第1章 民間事業者の参入の促進	2
I 計量器による適正な計量の実施の確保	2
(i) 型式承認制度（試験成績書の受入れ）	3
(ii) 検定制度（指定検定機関の指定要件の見直し）	5
(iii) 指定製造事業者制度	7
II 自主的な計量管理	10
(i) 計量士の活用	10
(ii) 適正計量管理事業所制度	12
III 計量器の精度を確保する基準器検査	15
第2章 技術革新、社会的環境変化への対応	17
I IoT等の技術革新への対応（特定計量器の構造基準の見直し）	17
II 特定計量器への追加	19
(i) 自動はかり	19
(ii) 水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）	23
第3章 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化等	25
I 計量証明事業	25
II 特定計量器の使用等に関する運用	28
III 商品量目制度	31
IV 特殊容器制度	33
V 計量制度の運用	34
計量制度見直しの21の論点－各論点の方向性（案）－	35
おわりに	37
開催実績	38
委員名簿	39

はじめに―一次なる10年に向けて―

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、平成5年の改正計量法の施行を経て、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、今日まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全、安心の基盤として機能してきている。

しかしながら、計量法を適切に執行するに当たり、現在の計量行政における実態を踏まえ、計量制度の必要な改善点等を明確にする必要がある。また、技術の進展等、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応することが求められる。

計量行政審議会では、平成28年5月11日に経済産業大臣より今後の計量法の施行の在り方について諮問があったことを受け、以下の三つの視点から、制度全体の現状と今後の展望を見据えつつ、21の論点について議論を行い、短期（2～3年程度以内）、中長期（5～10年程度）にわたって取り組むべき方向性を示した。

1. 民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを行う。

2. 技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応し、対象特定計量器や技術基準の見直し等を検討する。

3. 規制範囲・規定事項の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

II 特定計量器への追加

特定計量器の対象は、これまでの大きな流れでは、対象計量器の削除を中心に行ってきた。ただし、平成5年の改正計量法の施行時には、電気式の非自動はかりを中心に11器種の追加や抵抗式体温計等の追加を実施している。

特定計量器は、国民生活・経済社会における取引・証明の信頼性の確保及び消費者保護の原則に立ち、技術革新及び社会的環境変化に対応し、不断の見直しを行う必要がある。その際、計量器の構造によって対象であるか否かの違いがあることは制度全体の信頼性を揺るがしかねず、計量器の目的によってその対象が決まるべきである。

ただし、規制は最小限であるべきことから、検定の対象とすべきかについては計量器の普及の進展等を考慮し、また、検定検査の技術基準は、取引・証明等の使用実態に即して、事業者負担を必要最小限に制度設計すべきである。

特定計量器の対象については、従来、国内動向だけで判断していたが、諸外国の状況を考慮した上で検討する必要がある。すなわち、諸外国と比較して規制が緩やかな場合は、諸外国では規制により受け入れられない水準の計量器が多く流通する可能性が今後高まることが想定される。規制を最小限にすべきである一方、適正な計量の確保の観点から、動向を注視し、時機を見極めた対応が必要である。

なお、型式承認、検定・検査について、民間事業者の参入の促進により、これまでは実施者の負担や技術的な能力の観点から、本来の計量法の法目的から特定計量器とすべきであった計量器についても、対応することが可能となる。

(i) 自動はかり

① 自動はかりの現状及び今後の展望

自動計量に関する精度向上、システム化・高速計量、自動計量に対するユーザーニーズへの対応などによって、これまでは、工場等における計量管理を中心に用いられてきた自動はかりが、今後、取引・証明において、ますます使用されることが予想され、非自動はかりから自動はかりへと代替することはありえてもその逆は考えられない。

欧州を始めとする主要国・地域では、既に規制の対象となっており¹⁵、OIMLにおいても技術基準が整備され、近年改定作業が積極的に行われている。

また、輸入先については、かつては、規制の対象となっている欧州からの輸入割合の占める割合が多かったが、近年は規制の対象となっていない成長著しいアジア諸国、とりわけ中国からの輸入割合、量ともに増大している¹⁶。

¹⁵ 主要国等調査（EU、英、独、仏、米、加、豪、韓、中）のうち、自動はかりが規制の対象となっていないのは、僅かに韓及び中の2か国に留まる。

¹⁶ 近年、中国は、ドイツとの連携を深め、急速に計量法の規制体制の整備を行っており、いずれ規制の対象とすることが予想される。

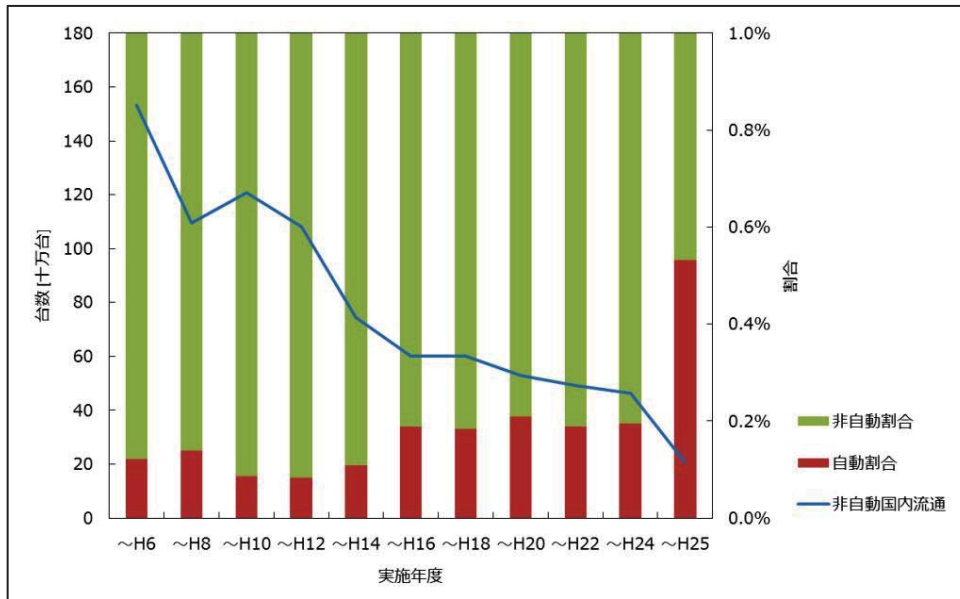


図8 近年の非自動はかりの国内流通量と非自動はかり及び自動はかりの割合の推移¹⁷

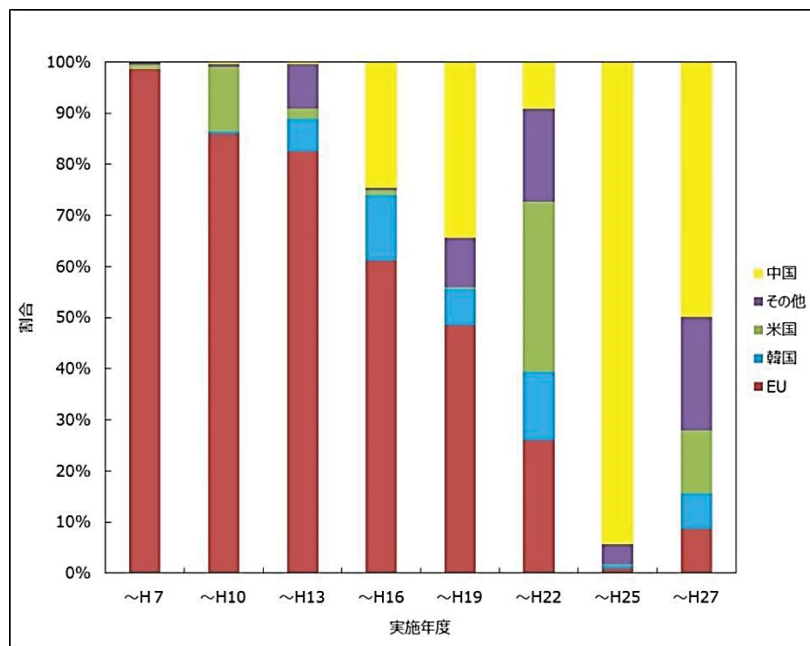


図9 コンベアスケール・ホッパースケールの輸入国割合の推移¹⁸

質量の計量による取引・証明は、普遍的、広範に行われているため、計量法の法目的から、自動はかりは、本来、特定計量器の対象とすべきものであり、計量器の構造の違いによって今後も自動はかりを検定の対象外としておくことは、制度の信頼性を揺るがしかねない。また、グローバル化の対応からも我が国において自動はかりによる適正計量が確保される必要がある。さらに、消費者の最終計量製品の信頼性が高まることが効果として期待できる。

¹⁷ 輸出入量は貿易統計（財務省）、自動はかり生産量は（一社）日本計量機器工業連合会、非自動はかりは計量統計要覧（経済産業省産業技術環境局計量行政室）をもとに作成。

¹⁸ 貿易統計（財務省）をもとに作成。

② 具体的な見直しの方向性

(短期的取組)

- 中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等、所要の見直しを速やかに実施する。
- まずは、製造・修理・販売事業者による適正な計量の実施が確保される必要があることから、これらの事業者への届出の義務を課す。

(中長期的取組)

- 製造事業者に対する型式承認・検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施は、取引・証明に使用される可能性が高い計量器を優先するなど段階的、かつ、中期的に実施する。
- 既に使用されている計量器の検定・検査は、構造検定は省略し、使用公差のみの義務付けを行うなど、規制による影響を考慮し、中長期的に検定・検査の義務付けを実施する。
- 国、産総研、計量器団体等が連携し、OIML 審議に積極的に参画し、国際技術基準の策定を推進する。

③ 見直しに当たり整備する要件

(検定の対象・範囲等)

- 製造工程に多くの自動はかりが導入されているが、取引・証明に使用されていない場合は規制の対象外である（例：原材料の配合、工程上の計量管理など）。
- このように自動はかりは、規制の対象になる場合とならない場合の違いなど、製造・販売に当たって、計量法の制度及び技術基準に精通する必要があることから、非自動はかり同様、製造・販売の届出の義務を課す。
- OIML が整備されていない自動はかりは、検定等の技術基準が確立されていないため、整備されていない間は検定の対象外とする。

(検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備)

- 国及び産総研は、検定・検査の技術基準について、JIS の原案作成委員会において、製造事業者・使用者団体等の利害関係者の意見を踏まえ、OIML 勧告に基づき可能な限り合理的かつ信頼性のある技術基準を整備する。
- 検定・検査を行う実施主体は、自治体で実施しないことを原則とし、計量関連企業、計量団体等は、指定検定機関・指定定期検査機関に参入するための体制等の整備を速やかに実施する。

(使用者に対する影響への配慮)

- 自動はかりは工場等のシステムに組み込まれることから、定期検査は、計量部分を分解することなくシステム又はライン上で実施し、検査は模擬試料や実際の計量物によって行うなど、使用実態に即した方法とする。
- 自動はかりは、定期的なメンテナンスが必要となることから、指定検定機関・指定定期検査機関に参入することになる民間事業者は、従来のメンテナンスと連携して実施することなど、合理的な運用を整備する。

○非自動はかり同様、定期的な検査は、計量士による代検査及び適正計量管理事業所による実施を可能とするよう整備する。

○国、産総研、計量関連企業、計量団体等は、検定・定期検査での使用者への新たな負担を可能な限り軽減するよう検討を行う。

(関係者が実施すべき体制の整備)

○国、地方自治体、産総研、計量器・計量士団体等は、計量器の使用者に対して、適正計量の重要性に関する周知、普及啓発活動を行う。

○計量関連企業、計量団体等は、指定検定機関・指定定期検査機関へ参入するための体制等の整備を速やかに実施する（再掲）。

○産総研は、型式承認の実施体制を速やかに整備する。

○国、自治体、産総研は、検定・定期検査の制度が確立するよう指定検定機関等への民間事業者の参入の促進（第1章）を促す。そのため、非自動はかり等において先行して各制度への民間事業者の参入を適切に進める。

表2 主な自動はかり

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	自動捕捉式はかり (キャッチウェイヤ)	コンベヤスケール
主な計量対象	穀物類、 配合飼料等（大容量）	食品、粉体、飼料、 薬品等（小容量）	加工食品、飲料、 薬品等	鉱物類、穀物類、 飼料等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定量）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充てん（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある。）	箱物、袋物、缶などの包装形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受け渡しの際に計量
具体例				